

委員会提出議案第1号

日高市議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり日高市議会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月11日提出

日高市議会議長 金子博様

日高市議会運営委員会

提出者

委員長 和田貴弘

提案理由

時代の経過や社会情勢を反映し、傍聴環境の整備により開かれた議会への事項を定めるほか、文言等の整理を行いたいので、この案を提出するものである。

## 日高市議会傍聴規則の一部を改正する規則

日高市議会傍聴規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴人の定員）</p> <p>第3条 一般席の定員は、<u>42人</u>（うち車椅子席2人）とする。</p> <p><u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u></p>	<p>（傍聴人の定員）</p> <p>第3条 一般席の定員は、<u>40人</u>とする。</p>
<p>（傍聴の手続）</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</p>	
<p>（傍聴券）</p> <p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（傍聴券）</p> <p>第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。</p> <p>2 略</p>

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 略

5 略

6 略

(議場への入場禁止)

第5条 略

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 略

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 略

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 略

7 略

(議場への入場禁止)

第6条 略

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 略

(1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 略

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対して、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否か質問させることができる。

3 略

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。

	<p>ただし、使用することにつき議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第12条 略</p>
--	---

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。